

🌸 貨物概要

乾燥させたバナナを輪切りしたもの

製法：生鮮バナナ→皮むき→トリミング→浸漬（二酸化硫黄水溶液による漂白）→一次乾燥→カット→二次乾燥→選別→金属検出→包装

性状：チップ状（約 20mm 角）

表面に糖類が析出した白い部分がある

成分：バナナ、二酸化硫黄（漂白剤）

用途：製菓、製パン用原料

包装：5 kg/袋 × 4 /ケース

🌸 分類

関税率表第 0803.90 号－2（統計番号 0803.90-200）のバナナを乾燥したもの

🌸 分類理由

本品は、乾燥したバナナであり、関税率表第 08.03 項の規定により、上記のとおり分類されます。なお、本品の表面には、原料であるバナナに由来する糖類が乾燥過程で自然に析出していますが、第 8 類を超える調製ではありません。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）